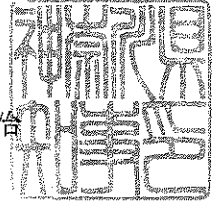


水第 1877 号
令和 3 年 12 月 15 日

神奈川県漁業調整委員会会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 6 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
さより 機船船 びき網 漁業	1	定め なし	東京内湾の神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	11 月 1 日 から翌年 4 月 30 日 まで	横浜市中区に漁業根拠地を有している者	1 夜間（日没から日の出までの間）は、操業してはならない。 2 漁具の規模は次のとおりとする。 (1) 網（袖網を含む）の全長 29 メートル以下 (2) 袖網の長さ 10 メートル以下 (3) 網口の幅 12 メートル以下 (4) 網口の高さ又は袖網口の高さ 3 メートル以下 3 表層以外、曳網してはならない。	令和 4 年 1 月 4 日 から同年 2 月 3 日 まで	令和 4 年 2 月 16 日 から令和 8 年 6 月 25 日まで
	1							令和 4 年 2 月 25 日 から令和 8 年 6 月 25 日まで

さより 機船船 びき網 漁業	1	同上	横須賀市久里浜地先 海瀬島灯標正東線か ら平塚市唐ヶ原地先 にある花水川橋橋脚 南東端より正南線に 至る神奈川県海面。 ただし、次の区域を 除く。 1. 共第7号共同漁 業権以外の共同漁業 権の漁場の区域。 2. 藤沢市江の島に ある江の島展望灯台 正南線以西の海面の うち、横須賀市長ヶ ヶ埼突端と中郡大磯 町大磯港西防波堤灯 台を結んだ線及び江 の島展望灯台と足柄 下郡箱根町二子山凹 点を結んだ線以北の 海面の区域。	同上	横須賀市長井に漁 業根拠地を有し、か つ共第7号共同漁 業権の漁場の区域 においてさよりを 目的とする機船船 びき網漁業を営む ことについて当該 漁業権の漁業権者 の受忍を受けてい る者	1 夜間(日没から日の出まで の間)は、操業してはなら ない。 2 漁具の規模は次のとおりと する。 (1)網(袖網を含む)の全長 29メートル以下 (2)袖網の長さ 10メー トル以下 (3)網口の幅 12メー トル以下 (4)網口の高さ又は袖網口 の高さ 3メートル以下 3 表層以外、曳網してはなら ない。 4 他の漁業の操業を妨げては ならない。	同上	令和4年 2月24日 から令和 8年6月 25日まで
	1							令和4年 3月13日 から令和 8年6月 25日まで

さより 機船船 びき網 漁業	1	同上	横須賀市長井地先亀 城灯標正西線から中 郡大磯町地先に至る 神奈川県海面。ただ し、共第13号共同漁 業権以外の共同漁業 権の漁場の区域を除 く。	同上	平塚市に漁業根拠 地を有し、かつ共第 13号共同漁業権の 漁場の区域におい てさよりを目的と する機船船びき網 漁業を営むことに ついて当該漁業権 の漁業権者の受忍 を受けている者	1 夜間(日没から日の出まで の間)は、操業してはなら ない。 2 漁具の規模は次のとおりと する。 (1)網(袖網を含む)の全長 29メートル以下 (2)袖網の長さ 10メー トル以下 (3)網口の幅 12メー トル以下 (4)網口の高さ又は袖網口 の高さ 3メートル以下 3 表層以外、曳網してはなら ない。	同上	令和4年 2月16日 から令和 8年6月 25日まで
-------------------------	---	----	--	----	---	--	----	--